

ＯＩＥ／ＢＳＥコード改正に関する専門家会合 議 事 次 第

1 日時：平成17年4月8日（金）10時～12時半まで

2 場所：日本郵政公社内共用会議室A～D会議室

3 議事

（1）開会

（2）農林水産省消費・安全局長挨拶

（3）議題

- ① BSEに関するOIEコード改正提案の概要
- ② 我が国としての対処の方向
- ③ その他

（4）閉会

配付資料一覧

- 資料1 BSEコードの改正について
- 資料2 OIE：BSEコード改正に関する主要論点
- 資料3 OIEコード現行（日英対照表）
- 資料4 OIEコード改正案（日英対照表）
- 資料5 OIEコード委員会報告書
 - (1) 2004年7月
 - (2) 2005年1月
- 参考資料 BSEに関する国際基準の改正について（説明資料）

BSEコードの改正について

現時点で加盟国に対し提示されている改正案の概要は以下のとおり。
(加盟国からの意見、OIE専門家による議論を踏まえた修正の可能性あり。)

1 無条件物品の追加

「BSEに関連したいかなる条件も要求すべきでない」物品（「無条件物品」）として、新たに骨なし骨格筋肉及び血液・血液製品を追加。

2 カテゴリーの簡素化

カテゴリーを現在の5段階（「清浄」、「暫定清浄」、「最小リスク」、「中リスク」、「高リスク」）から、リスク評価、サーベイランスの実施状況等により3段階（「物品特異的なリスク低減措置を実施しなくても無視できるリスク」、「物品特異的なリスク低減措置を実施すれば無視できるリスク」、「不明なリスク」）に簡素化。

3 SRMの変更

- (1) 脳、脊髄等中枢神経の除去月齢について、「物品特異的なリスク低減措置を実施すれば無視できるリスク」については30ヶ月齢とし、「不明なリスク」については12ヶ月齢とする。
- (2) 腸の範囲について、昨年腸全体に拡大されたが、これを回腸遠位部に限定。

4 サーベイランス基準の明確化

- (1) リスク評価の結果、「無視できるリスク」と評価されなかった場合に実施すべきサーベイランスとしてタイプAを提示。
BSE様症状牛、緊急と殺牛、死亡牛、健康牛の4つの牛群から少なくとも3つを検査対象とするとともに、達成すべき具体的な基準（目標ポイント）を明示。
- (2) リスク評価の結果、「無視できるリスク」と評価された場合に実施すべきサーベイランスとしてタイプAより緩和されたタイプBを提示。
(BSE様症状牛を中心に実施。具体的基準は明示なし)

「無条件物品」の見直し

1 現行

(1) 輸出国の牛群のBSEリスクのステータスに関係なく、「BSEに関連したいかなる条件も要求すべきでない」とされている物品（以下「無条件物品」）

- ① 乳及び乳製品
- ② 精液及び国際受精卵移植学会の勧告にしたがって採取、処理された生体牛由来受精卵
- ③ 獣皮及び皮革（頭部由来のものを除く）
- ④ 獣皮及び皮革から製造されたゼラチン及びコラーゲン（頭部由来のものを除く）
- ⑤ タンパク質を含有しない獣脂（不溶性不純物の最大重量濃度は0.15%）及び獣脂由来製品
- ⑥ 第2リン酸カルシウム（タンパク質及び脂肪が検出されないもの）

(2) 輸出国の牛群のBSEリスクのステータスに応じ、ステータス毎に規定された条件を要求すべき物品（以下「条件付き物品」）

- ① 生体牛
- ② 生鮮牛肉及び牛肉加工品
- ③ 骨又は頭部由来の獣皮及び皮革から製造されたゼラチン及びコラーゲン
- ④ タンパク質を含有しない獣脂以外の獣脂及び獣脂由来製品
- ⑤ タンパク質及び脂肪が検出されない第2リン酸カルシウム以外の第2リン酸カルシウム

2 改正案

(1) 「無条件物品」に、以下を新たに追加。

- ① と殺に先立ち、圧縮空気又はガスを注入するスタンニング行程又はピッシングが行われていない牛に由来する脱骨した骨格筋肉（機械的分離肉を除く）
- ② と殺に先立ち、圧縮空気又はガスを注入するスタンニング行程又はピッシングが行われていない牛に由来する血液及び血液製品

なお、この他、獣皮及び皮革並びにこれらから製造されたゼラチン及びコラーゲンに付されていた「(頭部由来のものを除く)」という条件を削除。

(2) 「条件付き物品」について、個別の物品を削除し、(1)以外のものと規定。

各カテゴリーの要件

改正案

カテゴリ	リスク評価	サーベイランス	BSE発生状況	リスク低減措置	感染牛等の処分
物品特異的なリスク低減措置を実施しなくても無視できるリスク	実施	B型サーベイランスを実施中	発生なし	①報告・教育等が7年以上 ②フィードバンが8年以上	—
			輸入牛のみで発生		感染牛の処分
			国内発生あり	①最終発生から7年以上経過 ②報告・教育等が7年以上 ③フィードバンが8年以上	感染牛、コホート牛の処分
物品特異的なリスク低減措置を実施すれば無視できるリスク	実施	A型サーベイランスを実施中	発生なし	報告・教育等が行われ、フィードバンが効果的に実施されているが、 1) 報告・教育等が7年未満、 又は 2) フィードバンが8年未満	—
			輸入牛のみで発生		感染牛の処分
			国内発生あり		感染牛、コホート牛の処分
不明なリスク	上記のいずれにも該当しない場合				

BSEリスク・ステータスの決定基準の概要

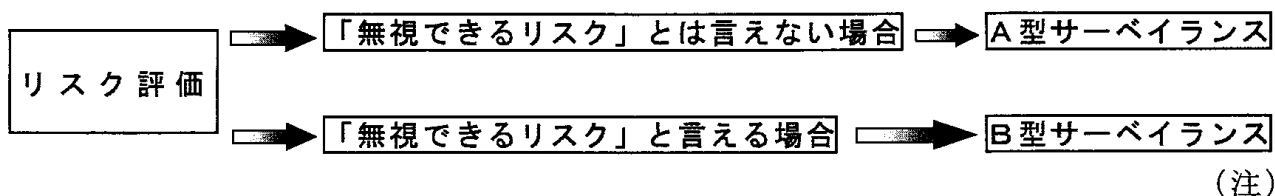
1 リスク評価の結果

(1) 侵入リスクの評価

- ① TSE因子の存在の有無。存在する場合、サーベイランスの結果に基づいた有病率 (注)
 ➡ サーベイランス・疫学調査を考慮に入れること (注)
- ② 自国産の反すう動物由来の肉骨粉・獣脂かす
- ③ 輸入された肉骨粉・獣脂かす
- ④ 輸入された生体動物
- ⑤ 輸入された飼料・飼料原料
- ⑥ 牛に給与された可能性のあるSRMを含有する食用の反すう動物由来製品
- ⑦ 牛への体内利用に供される反すう動物由来の輸入製品

(2) 暴露リスクの評価

- ① 肉骨粉・獣脂かす及びこれらにより汚染した飼料を牛が摂取したことによるBSE因子の循環と増幅
- ② 反すう動物のと体、副産物及びと畜場廃棄物の利用等
- ③ 反すう動物由来の肉骨粉・獣脂かすの反すう動物への給与及び交差汚染防止措置
- ④ 実施されたBSEサーベイランスの程度とその結果 (注)



2 獣医師、農家等を対象とした教育プログラムの実施

3 BSE様症状牛の調査及び届出義務

4 研究所での検査の実施

(注：下線部及び図は今回の追加提案部分。)

(現行)

BSEステータスの区分の考え方

区分	リスク管理	BSE発生状況	フィードバン	届出・検査	サーベイランス等	感染牛等処分
清浄国(地域)	実施	発生なし	—	7年以上		—
	実施	発生なし	8年以上	7年以上	—	—
	実施	輸入牛のみ	—	7年以上		○
	実施	輸入牛のみ	8年以上	7年以上	—	○
	実施	国産牛最終発生から7年以上経過	8年以上	7年以上		—
暫定清浄国(地域)	実施	発生なし	—	7年未満		—
	実施	発生なし	8年以上	7年未満	—	—
	実施	輸入牛のみ	—	7年未満		○
	実施	輸入牛のみ	8年以上	7年未満	—	○
最小リスク国(地域)	実施	国産牛最終発生から7年以上経過	8年未満 又は 7年未満			—
	実施	国産牛最終発生後7年未満 過去4年の発生率が各年2/100万頭未満(成牛)	8年以上	7年以上		○
中リスク国(地域)	実施	BSE関連症状牛のサーベイランスで過去12月間の発生率が1~100/100万頭未満(成牛)				○
	実施	BSE関連症状牛・へい死牛・正常牛のサーベイランスで過去12月間の発生率が2~200/100万頭未満(成牛)				○
	実施	過去4年以内の発生率が各年2/100万頭未満				○
	実施	過去4年間の発生率が各年1/100万頭(成牛)未満で暫定清浄国、最小リスク国の条件をひとつでも満たさない国(地域)				○
高リスク国(地域)	上記のいずれにも該当しない国(地域)					

注) ○届出・検査(2条3))

○サーベイランス等とは、教育・奨励プログラム、サーベイランス及び認定ラボ検査(2条2)、4)、5))

○同居牛の扱いは、発症牛のほか①~③の牛が国(地域)内に生存している場合、と殺又は死亡時に完全に処分

① 発症牛の発症前後2年以内の出生仔

② 1歳までの時期に発症牛と同じ飼料を摂取した個体

③ ②の個体が確定できない場合は発症牛が1歳未満の時期に同居群内に生まれた個体

○発生率を算出する成牛とは24月齢以上

生体牛の輸入の際に要求すべきとされる事項

カテゴリー	要件
<p>物品特異的なリスク低減措置なし置を実施しなくても無視できるBSEリスク国（6条）</p>	<p>なし</p>
<p>物品特異的なリスク低減措置を実施すれば無視できるBSEリスク国（7条）</p>	<p>当該牛が備えるべき要件</p> <p>① 母牛及びその由来牛群まで追跡できる永久識別システムによって識別されていること。</p> <p>② コホート牛でないこと。</p> <p>③ 国内発生がある場合、フィードバンの効果的実施日以降に生まれた個体であること。</p>
<p>不明のBSEリスク国（8条）</p>	<p>国内対策に係る要件</p> <p>① フィードバンの効果的実施。</p> <p>② 患畜・コホート牛の処分。</p> <p>当該牛が備えるべき要件</p> <p>① 母牛及びその由来牛群まで追跡できる永久識別システムによって識別されること。</p> <p>② 患畜・疑似患畜の産子でないこと。</p> <p>③ フィードバンの効果的実施日から2年以上経過後に生まれた個体であること。</p>

**生鮮牛肉及び牛肉加工品(第1条第1項以外のもの)の輸入の際に
要求すべきとされる事項**

カテゴリー	要件
<p>物品特異的なリスク低減 措なし置を実施しなく ても無視できる BSE リスク 国 (9条)</p>	<p>由来する牛又は牛肉等が備えるべき要件 ・と殺前後の検査が実施。</p>
<p>物品特異的なリスク低減 措置を実施すれば無視で きる B S E リスク国 (10条)</p>	<p>由来する牛又は牛肉等が備えるべき要件 ① と殺前後の検査が実施。 ② ピッシング等が行われていないこと。 ③ 危険部位を含まないこと。 ④ 機械的除去肉を含まないこと。 ⑤ ③・④による汚染が無いよう完全に除去されている こと。</p>
<p>不明の B S E リスク国 (11条)</p>	<p>由来する牛又は牛肉等が備えるべき要件 ① 患畜・疑似患畜でないこと。 ② 肉骨粉等が給与されていないこと。 ③ と殺前後の検査が実施。 ④ ピッシング等が行われていないこと。 ⑤ 危険部位が適切に除去されていること。 ⑥ 機械的除去肉を含まないこと。 ⑦ 脱骨の過程で露出する神経組織・リンパ組織を含ま ないこと。 ⑧ ⑤～⑦による汚染が無いよう完全に除去されている こと。</p>

骨由来のゼラチン及びコラーゲンの輸入の際に要求すべきとされる事項

カテゴリー	要 件
物品特異的なリスク低減措置を実施しなくても無視できるBSEリスク国 (14条)	なし
物品特異的なリスク低減措置を実施すれば無視できるBSEリスク国 (14条)	<p>原料が備えるべき要件</p> <p>① 頭蓋骨及び脊椎（尾椎を除く。）が除去されていること。</p> <p>② 骨は、1) 加圧洗浄（脂肪除去）、2) 酸脱塩処理、3) 長時間アルカリ処理、4) ろ過、5) 138℃以上で4秒以上の煮沸消毒、又は感染性を低減するためのこれらと同等の処理が施されていること。</p>
不明のBSEリスク国 (14条)	【貿易不可】

獣脂及び第2リン酸カルシウム（第1条第1項以外のもの）の輸入の際に要求すべきとされる事項

カテゴリー	要 件
物品特異的なリスク低減措置を実施しなくても無視できるBSEリスク国 (15条)	なし
物品特異的なリスク低減措置を実施すれば無視できるBSEリスク国 (15条)	<p>原料が備えるべき要件</p> <p>① 由来する牛はと殺前後の検査を受けていること。</p> <p>② 危険部位が使用されていないこと。</p>
不明のBSEリスク国 (15条)	【貿易不可】

獣脂（第1条第1項以外のもの）製品の輸入の際に要求すべきとされる事項

カテゴリー	要件
物品特異的なリスク低減措置を実施しなくても無視できるBSEリスク国 （16条）	なし
物品特異的なリスク低減措置を実施すれば無視できるBSEリスク国 （16条）	<p>原料が備えるべき要件</p> 高温・高圧の加水分解、鹼化又はエステル交換反応によって製造されたものであること。
不明のBSEリスク国 （16条）	<p>【貿易不可】</p>

生体牛の輸入の際に要求すべきとされる事項

清浄国(8条)	なし
暫定清浄国 (9条)	<p><当該牛が備えるべき要件></p> <p>① 母牛及びその由来牛群まで追跡できる永久識別システムによって識別されていること。</p> <p>② 患畜・疑似患畜の産子でないこと。</p>
最小リスク国 (10条)	<p><国内対策に係る要件></p> <p>・フィードバンの効果的实施</p> <p><当該牛が備えるべき要件></p> <p>① 母牛及びその由来牛群まで追跡できる永久識別システムによって識別されていること。</p> <p>② コホート牛でないこと。</p> <p>③ フィードバンの効果的な実施日以後に生まれた個体であること。</p>
中リスク国 (11条)	<p><国内対策に係る要件></p> <p>・フィードバンの効果的实施</p> <p><当該牛が備えるべき要件></p> <p>① 母牛及びその由来牛群まで追跡できる永久識別システムによって識別されていること。</p> <p>② コホート牛でないこと。</p> <p>③ フィードバンの効果的な実施日以後に生まれた個体であること。</p>
高リスク国 (12条)	<p><国内対策に係る要件></p> <p>① フィードバンの効果的实施</p> <p>② 患畜、コホート牛の処分</p> <p><当該牛が備えるべき要件></p> <p>① 母牛及びその由来牛群まで追跡できる永久識別システムによって識別されていること。</p> <p>② 患畜・疑似患畜の産子でないこと。</p> <p>③ フィードバンの効果的实施日から2年以上経過後に生まれた個体であること。</p>

生鮮牛肉及び牛肉加工品の輸入の際に要求すべきとされる事項

清浄国(8条)	なし
暫定清浄国 (13条)	<p><由来する牛又は牛肉等が備えるべき要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・と殺前の検査が実施。
最小リスク国 (14条)	<p><由来する牛又は牛肉等が備えるべき要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ① と殺前の検査が実施。 ② ピッシング等が行われていないこと。 ③ 危険部位を含まないこと。 ④ 機械的除去肉を含まないこと。 ⑤ ③・④による汚染が無いよう完全に除去されていること。
中リスク国 (15条)	<p><国内対策に係る要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ① と殺前の検査が実施。 ② フィードバンの効果的实施。 <p><由来する牛又は牛肉等が備えるべき要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ① ピッシング等が行われていないこと ③ 危険部位を含まないこと。 ④ 機械的除去肉を含まないこと。 ⑤ ③・④による汚染が無いよう完全に除去されていること。
高リスク国 (16条)	<p><国内対策に係る要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ① と殺前の検査が実施。 ② フィードバンの効果的实施。 ③ 肉及び肉加工品は、その由来する牛が飼養されていた農場まで追跡できるシステムが機能。 ④ 感染牛、コホート牛の完全な処分。 <p><由来する牛が備えるべき要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ① ピッシング等が行われていないこと。 ② 危険部位を含まないこと。 ③ 機械的除去肉を含まないこと。 ④ 脱骨の過程で露出する神経組織・リンパ節を含まないこと。 ⑤ ②～④による汚染が無いよう完全に除去されていること。 ⑥ 恒久的な識別制度により、由来する母牛及び牛群が特定されている牛由来であること。 ⑦ 患畜・疑似患畜の産子ではないこと。 ⑧ 由来牛は次のいずれかに該当。 <ul style="list-style-type: none"> 1) フィードバンの効果的实施日以後に生まれたこと。 2) 7年間BSEの発生が確認されていない牛群で生まれ、飼育されたこと。

骨由来のゼラチン及びコラーゲンの輸入の際に要求すべきとされる事項

清浄国、暫定清浄国 最小リスク国 (19条)	なし
中リスク国 (19条)	<p><原料が備えるべき要件></p> <p>① 頭蓋骨及び脊椎(尾椎は除く。)が除去されていること。</p> <p>② 骨は、1)加圧洗浄(脂肪除去)、2)酸脱塩処理、3)長時間アルカリ処理、4)ろ過、5)138℃以上で4秒以上の煮沸消毒、又は感染性を削減するためのこれらと同等の処理が施されていること</p>
高リスク国(19条)	【貿易不可】

獣脂及び第2リン酸カルシウムの輸入の際に要求すべきとされる事項

清浄国、暫定清浄国 (20条)	なし
最小リスク国、中リスク国(20条)	<p><原料が備えるべき要件></p> <p>① と殺前の検査が実施</p> <p>② 危険部位が使用されていないこと</p>
高リスク国(20条)	【貿易不可】

獣脂製品の輸入の際に要求すべきとされる事項

清浄国、暫定清浄国 最小リスク国 (21条)	なし
中リスク国 (21条)	<p><原料が備えるべき要件></p> <p>・高温高圧の加水分解、鹼化又はエステル交換反応により製造されていること</p>
高リスク国(21条)	【貿易不可】

SRM(特定危険部位)の見直し概要

現行				改正案			
カテゴリ	全月齢	12か月以上	30か月以上	カテゴリ	全月齢	12か月以上	30か月以上
清浄国	-	-	-	物品特異的なリスク低減措置を実施しなくても無視できるBSEリスク国	-	-	-
暫定清浄国	-	-	-				
最小リスク国	-	-	脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱	物品特異的なリスク低減措置を実施すれば無視できるBSEリスク国	扁桃・ 回腸遠位部	-	脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱
中リスク国	扁桃・ 腸(全体)	脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱	-				
高リスク国			-	-	不明のリスク国	扁桃・ 回腸遠位部	脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱

13

BSEサーベイランス基準(案)の概要

1 サーベイランスの目標

- (1) BSEの検出
- (2) BSEの浸潤度のモニタリング
- (3) 飼料規制等のリスク低減措置の有効性のモニタリング
- (4) BSEステータスの決定

2 サーベイランスの対象牛群の範囲

以下の4つの牛群のうち、少なくとも3つの牛群からのサンプリングが必要。

- (1) 30か月齢を超えた牛であって、BSE様症状牛
- (2) 30か月齢を超えた牛であって、歩行困難牛、緊急と殺牛等
- (3) 30か月齢を超えた牛であって、農場、輸送途上での死亡牛
- (4) 36か月齢を超えた通常と殺牛

3 サーベイランスの種類

(1) A型サーベイランス

- ① リスクアセスメントの結果、「無視できるリスク」と判断されなかった場合に実施（「non-negligible risk」）。
- ② 95%の信頼性で、成牛群におけるBSE有病率（百万分の1頭、十万分の1頭）を検出することが可能。

<国等における成牛群のサンプルサイズと標的ポイントの関係表>

成牛群のサイズ (24ヵ月齢以上)	標的ポイント数	
	想定される有病率	
	1/100万	1/10万
1,000,000頭以上	3,000,000	300,000
800,000 - 1,000,000	2,400,000	240,000
600,000 - 800,000	1,800,000	180,000
400,000 - 600,000	1,200,000	120,000
200,000 - 400,000	600,000	60,000
100,000 - 200,000	300,000	30,000
50,000 - 100,000	150,000	15,000

<牛群別サンプルのポイント数>

牛群範囲 年 齢	牛群の範囲			
	通常と殺	死亡牛	緊急と殺牛等	症状牛
1歳から2歳	0.01	0.2	0.4	N/A
2歳から4歳	0.1	0.2	0.4	260
4歳から7歳	0.2	0.9	1.6	750
7歳から9歳	0.1	0.4	0.7	220
9歳以上	0.0	0.1	0.2	45

(2) B型サーベイランス (維持サーベイランス)

- ① リスクアセスメントの結果、「物品特異的なリスク低減措置実施しなくても無視できるリスク」と判断された場合に実施。
- ② 特に臨床症状を呈する牛を対象に実施。
- ③ 現行の категорияに分類されるまでの間 (最大7年) 実施されたサーベイランスのサンプリング規模を維持。

4 BSEの浸潤度のモニタリング

- (1) BSE感染牛が確認された国等においては、その国等のBSE有病率を決定するため、より集中的なサンプリング手法が必要。
- (2) BSE感染牛が確認された国等においては、BSEの浸潤度のモニタリング、リスク低減措置の有効性をモニタリングするためのサーベイランスへ移行することが必要。

現行のサーベランス基準の概要

- 1 対象 : 原則として、BSE症状牛
- 2 必要サンプル数 : 飼養頭数ごとに規定

< 30ヶ月齢を超える全牛群に対するBSE症状を示す牛の必要最小サンプル数 >

30ヶ月齢を超える全牛群 (頭/年)	必要最小サンプル数
500,000	50
700,000	69
1,000,000	99
2,500,000	195
5,000,000	300
7,000,000	336
10,000,000	367
20,000,000	409
30,000,000	425
40,000,000	433

- 3 不足する場合には、BSE症状のないリスク牛（死亡牛等）及び通常と殺牛によって補充。（具体的な基準なし）

O I E : B S Eコード改正に関する主要論点

第73回O I E総会（05年5月22日～27日、パリ）

1 無条件物品の追加

「B S Eに関連したいかなる条件も要求すべきでない」物品として、新たに骨なし骨格筋肉及び血液・血液製品が追加されているが、

- ① B S Eコードで感染牛は完全に処分すべきとされていることとの整合性をどのように考えるか。また、同様のW H O勧告との整合性をどのように考えるか。
- ② 骨付き牛肉、内臓等については、カテゴリー区分に応じた汚染防止等の条件が課されていることとの整合性をどのように考えるか。
- ③ O I Eが根拠とするリスク評価結果と各国によるリスク評価結果との関係をどのように考えるか。

2 カテゴリーの簡素化

(1) 現行の5段階区分は、B S Eの発生率、B S E対策の実施状況等が区分の要件とされているが、発生率を要件とすることが科学的に妥当かどうか（100万頭に2頭か3頭かにより、S R M除去範囲等が異なることとなる）、要件が複雑なため各国による具体的な適用が困難といった問題点が指摘され、簡素化することとされた経緯がある。

(2) 今回の簡素化案は、こうした問題点を踏まえたものであり一定の評価はできるが、

- ① カテゴリー区分の前提となるリスク評価、サーベイランスについてB S Eリスクをできる限り正確に反映できる客観的なものとするのが重要ではないか。
- ② また、リスク評価を行うに当たって、サーベイランスの結果をどのように位置づけるかが不明確ではないか。
- ③ カテゴリー毎に適用されるリスク管理措置については、各国がリスク評価に基づき確保している公衆衛生上の保護水準を反映しうるものとすべきではないか。

3 SRMの変更

- (1) SRMについては、昨年の総会において、中リスク国及び高リスク国のSRMについて対象月齢を6ヶ月齢から12ヶ月齢に緩和するほか、回腸遠位部については腸全体とし、かつ、全月齢とすることとされた。
- (2) 今回の見直し案では、中枢神経の除去月齢を「物品特異的なリスク低減措置を実施すれば無視できるリスク」については30ヶ月齢とし、「不明なリスク」については12ヶ月齢とするとともに、腸については、どちらの категорияとも、回腸遠位部に限るとする内容となっているが、
- ① そもそも、SRMの定義についてどう考えるべきか。
 - ② 無条件物品とする場合、カテゴリー区分に応じたリスク管理措置が必要とする場合、SRMとする場合の関係をどのように整理すべきか。
 - ③ その上で、今回のSRMの見直し案についてどう考えるべきか。

4 サーベイランス基準の明確化

- (1) 現行のサーベイランス基準には、以下のような問題点がある。
- ① BSEは全てBSE様症状牛から見つかることを前提としており、また、
 - ② BSE様症状牛の必要なサンプル数が、死亡率等特定の条件に基づき一律に算出されているほか、サンプル数が不足する場合の具体的な基準が示されていない。
- (2) 今回の見直し案は、
- ① BSE様症状牛に加えて、緊急と殺牛、死亡牛、健康牛も検査対象とすべきことを明確にした上で、統計的に達成すべき具体的な基準(目標ポイント)を示している点で評価できるが、その前提となったEUの統計モデル及び目標ポイントの算出方法等について、統計学的に十分な根拠があるかどうか具体的に示されていない。また、現在検討中とされているものもあり、まずは、これらが明らかにされることが必要ではないか。
 - ② 輸入国は、リスク評価及びサーベイランスの結果に基づき、輸出国のBSEリスクに応じたサーベイランスを求めることとしているが、そもそも輸出国のBSEリスクを判定する際のサーベイランスの基準が定められていないことをどう考えるか。

